

# 平成30年7月豪雨による住宅の敷地の土砂被害を受けられた方へ

江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金制度**拡充**のご案内

## 被災した住宅の敷地に

## 隣接するがけ地の復旧工事を

## 有償で業者に依頼する費用を

# 補助金で支援します

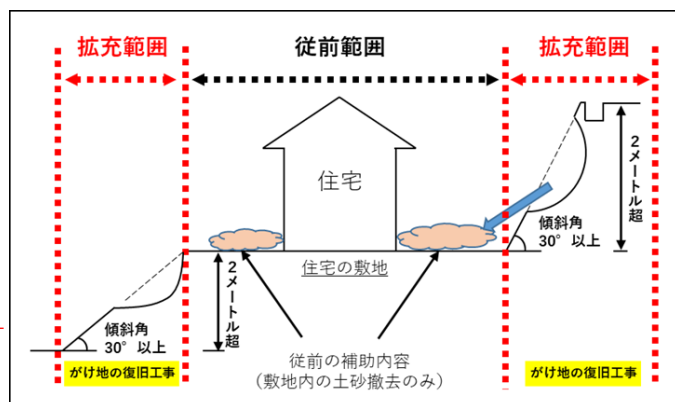
江田島市豪雨による  
流入土砂等撤去事業補助金  
制度を拡充しました

### ■趣旨

平成30年7月豪雨後、本市では住宅敷地内に流入した土砂等の撤去費用に対して、補助金を交付する支援制度（江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金制度）を創設し、市民の早期生活再建を図ってきました。

一方で、被災した住宅敷地に隣接するがけ地について、復旧が及ばない箇所もあり、生活再建に支障をきたしています。

被災した住宅敷地に隣接するがけ地について、**従前の制度を拡充し、個人が復旧するために必要な費用を補助**することより、生活再建の加速化を図るものです。



[注] 住宅の敷地以外は対象外（農地・駐車場・作業場等）

なお、本補助金制度の適用開始の対象となる事業は、平成30年7月5日以降に実施の事業です。

よって、発災直後に実施済みであっても、審査資料等の要件が満たされ審査可能である場合は対象となる制度です。（**申請手続きの受付は原則令和元年12月25日まで。事業の完了は令和元年度末までに行ってください。**）

### ■対象者

江田島市内の住宅の敷地および住宅の敷地に隣接するがけ地において、流入した土砂等の撤去・がけ地の復旧が自力では困難であるため、業者に依頼し実施する者（事業実施者）で、次に該当する者が対象となります。

罹災証明書の交付を受けた者

…土砂被害で住宅（住家・空き家）の罹災証明の「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」のいずれかの判定を受けた者

被災証明書の交付を受けた者

…土砂被害で住宅の罹災証明書交付申請を行ったが、判定対象とならなかった場合で、住宅の敷地内の動産又は不動産の被災証明書の交付を受けた者

※ 上記証明書の交付を受けられなかった場合は、被災した実状の分かる写真を準備して、住宅の敷地の土砂被害の状況をご相談ください。

### ■対象経費

ア 業者に支払った費用のうち、住宅の敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用

**イ 業者に支払った費用のうち、住宅の敷地に隣接するがけ地を復旧するための費用**

※ 土砂等の処分費並びに車両及び重機等の賃借料を含む。

### ■補助金の限度額等

ア 1回の土砂等撤去で住宅の敷地1件あたり、対象経費に係る撤去費用のうち60万円を限度とする。

**イ 1回のがけ地復旧で住宅の敷地1件あたり、対象経費に係る復旧費用のうち1/2以内で60万円を限度とする。**

※ アパートや二世帯住宅等、同一の住宅の敷地で複数の対象者がいるときは、補助金交付は対象者のうち1人に限る。

### ■補助金申請手続きの流れ・準備する添付書類（審査資料）

裏面参考

## 補助金申請手続きの流れ例（江田島市豪雨による流入土砂等撤去事業補助金）

手続き例1 (これから実施する場合)	手続き例2 (発災直後に実施済みの場合)	用語解説
<p>1 相談予約・事前相談</p> <p>↓</p> <p>2 補助金の交付申請</p> <p>↓</p> <p>3 補助金の交付決定</p> <p>↓</p> <p>4 土砂等撤去・<b>がけ地復旧</b>実施</p> <p>↓</p> <p>5 実施報告</p> <p>↓</p> <p>6 内容の審査及び補助金額の確定</p> <p>↓</p> <p>7 交付請求</p> <p>↓</p> <p>8 補助金の交付</p>	<p>1 土砂等撤去・<b>がけ地復旧</b>実施済み</p> <p>↓</p> <p>2 相談予約・事前相談</p> <p>↓</p> <p>3 補助金の交付申請</p> <p>-----</p> <p>4 実施報告</p> <p>↓</p> <p>5 補助金の交付決定</p> <p>-----</p> <p>6 内容の審査及び補助金額の確定</p> <p>↓</p> <p>7 交付請求</p> <p>↓</p> <p>8 補助金の交付</p>	<p>○相談予約・事前相談： 補助金の交付要件・申請手続きなどについて、事前に相談を行い申請手続きを開始してください。 下記お問い合わせ先で相談予約を行ってください。</p> <p>○補助金の交付申請： 申請書（様式第1号）と添付書類（※下記参考）を提出してください。 交付申請の受付は<b>原則令和元年12月25日</b>まで行います。</p> <p>○補助金の交付決定： 決定通知書（様式第2号）により交付が決定したことを通知します。</p> <p>○撤去実施： 実施報告の提出期限までに事業が完了するように実施してください。</p> <p>○実施報告： 事業完了の日から、1カ月以内又は<b>令和元年度末</b>のいずれか早い日までに、実施報告書（様式第7号）と添付書類（※下記参考）を提出してください。</p> <p>○内容の審査及び補助金額の確定： 内容の審査後、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付額が確定したことを通知します。</p> <p>○交付請求： 交付額が確定したら、請求書（様式第9号）を提出してください。</p> <p>○補助金の交付： 市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>

## ■申請受付期間・実施報告提出期限

平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）	
7月5日（発災後）～12月	1月～3月	4月～6月	7月～12月	1月～3月	4月、5月【5月末迄に指定口座振込】
申請受付期間				12月25日	
撤去・ <b>復旧</b> 実施～実施報告提出期間（期限）				令和元年度内	
				実施内容審査・会計処理期間	

## ■準備する添付書類（審査資料）

手続きの開始及び事業を完了するにあたり、次の添付書類（審査資料）の準備を行ってください。

- ア 罹災証明書の写し、又は住宅の敷地内の動産又は不動産の被災証明書の写し  
(上記の証明書の交付を受けられなかった場合は、被災した実状の写真を準備して、住宅の敷地・**住宅の敷地に隣接するがけ地**の被害状況をご相談ください)
- イ 土砂等撤去・**がけ地復旧**費用の内訳・数量等の詳細記載の業者見積書の写し（実施前の場合）
- ウ 土砂等撤去・**がけ地復旧**費用の内訳・数量等の詳細記載の業者請求書及び領収書の写し（実施後又は既に実施済みの場合）
- エ 土砂等撤去・**がけ地復旧**費用に係る範囲・数量等を示した付近見取図、平面図、断面図
- オ 土砂等撤去・**がけ地復旧**前の状況が確認できる写真
- カ 土砂等撤去・**がけ地復旧**後の状況が確認できる写真
- キ その他審査に必要な書類

※拡充内容を赤文字アンダーラインで記載

《相談予約・事前相談 お問い合わせ先》江田島市 土木建築部 建設課

〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所本庁4階

TEL: 0823-43-1646 (受付時間: 8:30~17:00※土日祝祭日を除く)

v2019.6